

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1573名

被告 国・東京電力株式会社


準備書面(72)

～外国人の相互保障について～

2019年4月25日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小	野	寺	利	孝		外
同	広	田	次	男		外
同	鈴	木	堯	博		外
同	米	倉		勉		外
同	笹	山	尚	人		外
同	渡	辺	淑	彦		外
同	坂	田	洋	介		外
同	吉	田	悌	一郎		外

第1 はじめに

原告ら準備書面（４８）に記載したとおり，本件訴訟には，韓国籍の原告（原告番号２１０１乃至２１０８）及び中国籍の原告（原告番号２２８６）がいる。

この外国籍の原告に関して，被告国は，平成２９年３月１日付求釈明申立書において，国家賠償法６条（相互保証）との関係で，上記原告の本件国家賠償請求の可否について問題となる余地があると指摘している。

そこで，原告らは，上記外国籍の原告について，国賠法６条の相互保証が認められ，その国家賠償請求に問題がないことを以下のとおり説明する。

第2 国家賠償法６条（相互保証）について

- 1 外国人が国家賠償請求をするには，その国籍国との間で相互の保証が必要であるとされている（国賠法６条）。

同条の「相互の保証がある」との要件の充足性を判断するに当たっては，各国の法制度や統治機構の在り方又は法的手続や法的概念の有り様は一様でなく，その多様性自体が今日の国際化社会において当然の前提として是認されるべきこと，よって我が国の法制度と外国の法制度を比較するのが実際上も理論上も容易でなく，その厳密な同一性を要求することは相当でないことを考慮すべきである。そのため，上記「相互の保証がある」とは，当該外国人の国賠法１条１項に基づく請求を認めることが同法６条の依拠する衡平の観念に反しないといえる程度に当該国と我が国の法制度が同一であって，かつ，それに関し，我が国国民も権利主体とされていることで足りるものと解すべきである〔東京地方裁判所平成３０年３月１６日判決（福島第一原発事故に関する首都圏訴訟），福島地方裁判所平成２９年１０月１０日判決（福島第一原発事故に関する生業訴訟），東京高等裁判所平成２７年７月３０日判決判時２２７７号８４頁，那覇地方裁判所

沖縄支部平成29年2月23日判決判時2340号3頁，東京地方裁判所
立川支部平成29年10月11日判決裁判所HP登載参照〕。

2 韓国籍の原告（原告番号2101乃至2108）について

韓国（大韓民国）には国家賠償法が存在し，同国の判例上，公務員の不
作為に対しても国家賠償責任が認められている。そして，外国人が被害者
の場合には相互の保証があるときに限り適用することとされているとこ
ろ，同国の判例上，日本との間では相互保障があるとされている。

なお，韓国にも原子力損害賠償法があり，我が国と同様の責任集中制度
が規定されているが，国の責任を排除しているかについては明確な整理が
なされていない。

以上は，甲A第499号証乃至同第501号証に基づく。

したがって，韓国との間には相互の保証があるものである〔同様の判断
をしたものとして，福島地方裁判所平成29年10月10日判決（福島第
一原発事故に関する生業訴訟），東京高等裁判所平成27年7月30日判
決判時2277号84頁，那覇地方裁判所沖縄支部平成29年2月23日
判決判時2340号3頁〕。

3 中国籍の原告（原告番号2286）について

中国には中華人民共和国国家賠償法が存在し，要件は限定されているも
のの国家賠償が認められ，相互の保証に関する規定も存在する。また，国
家賠償法の対象とならない行政行為についても，中国法制においては，一
般私法の枠内（中華人民共和国権利侵害責任法等）で処理されることが予
定されており，個別法令で特に国家賠償責任及び賠償手続が定められてい
る場合はそれによることと理解されている。

そして，これらの規定は外国人にも適用があるとされている。

以上は，甲A第499号証，同第502号証及び同第503号証に基づ
く。

したがって，中国との間には相互の保証があるものである〔同様の判断

をしたものとして、福島地方裁判所平成29年10月10日判決（福島第一原発事故に関する生業訴訟）、東京高等裁判所平成27年7月30日判決判時2277号84頁、那覇地方裁判所沖縄支部平成29年2月23日判決判時2340号3頁】。

- 4 以上より、被告国の指摘する前記外国籍の原告全てについて、国賠法6条の相互保障が認められ、その国家賠償請求に問題はないものである。

以上